

行橋警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の強化」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転取締りや横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

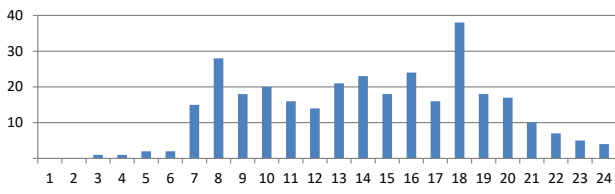
※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

| | 路線・地域 | 時間帯 | 規制速度 |
|------|-----------------|--|-----------|
| 速度超過 | 国道10号 | 午前6時から午前9時 午後1時から午後2時 午後5時から午後7時 | 50km/h |
| | 国道201号 | 午前6時から午前8時 午後1時から午後3時 午後5時から午後6時 | 50km/h |
| | 苅田交番管内（与原小学校校区） | 午前6時から午前8時 午後1時から午後2時 午後5時から午後7時 | 30～50km/h |

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

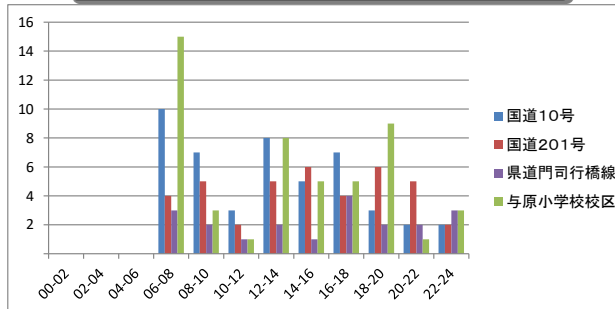
管内の交通事故発生状況



交通事故発生状況

- 管内では、午後6時台に最も多く交通事故が発生しており、全体として午前7時から午前9時、午後5時から午後7時の時間帯に事故が多発しています。
- 事故多発路線は国道201号、国道10号、県道門司行橋線で、上記3路線で管内の交通事故全体の約30%が発生しています。
- 事故多発地域としては、与原小学校校区で、同小学校の通学路周辺で、午前6時から午前9時、午後0時から午後2時、午後6時から午後7時の時間帯に事故が多発しています。

路線等別交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 重点路線
上記重点路線は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、大規模な交差点が連続し、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。
- 重点地域
与原小学校校区は、事故多発地域は幹線道路を挟み住宅街が密集し、狭い道路が小学校の通学路になっていることから重点地域とします。

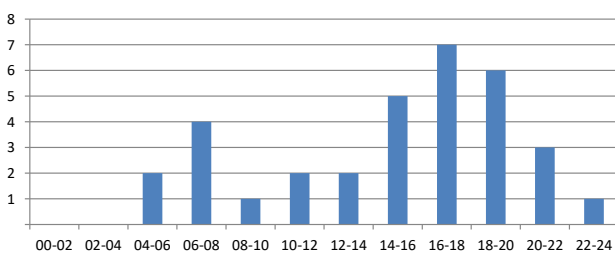
※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

| | 路線・地域 | 時間帯 |
|-----------|--------|---------------------------|
| 横断歩行者等妨害等 | 苅田交番 | 午後5時から午後7時 |
| | 行橋駅前交番 | 午前9時から午前10時 午後4時から午後6時 |

車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

車両対歩行者の交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 夕刻の午後6時から午後8時の時間帯に事故が多発しています。
- 事故類型別で見ると、横断歩道を横断中又は対面方向進行中による事故が最も多く発生しています。
- 苅田交番管内では、午後6時から午後8時の時間帯に車両対歩行者による交通事故が多発しているため、重点地域とし、薄暮時間帯の事故抑止活動を行います。
- 行橋駅前交番管内では、車両対歩行者の事故が散発的に発生しており、人と車の往来が多く、薄暮から夜間帯において道路横断中の歩行者が重傷と事故が発生しているため、重点地域とし、昼間及び薄暮時間帯の事故抑止活動を行います。

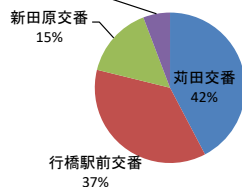
※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

自転車の取締り重点

| | 路線・地域 | 時間帯 | 取締り罪種 |
|-----|--------|------------|-------------|
| 自転車 | 苺田交番 | 午後5時から午後8時 | 信号無視、一時不停止等 |
| | 行橋駅前交番 | 午後3時から午後7時 | 信号無視、一時不停止等 |

自転車関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

駐在所 6%
交番別自転車関連事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 苺田交番及び行橋駅前交番における交通事故が多く発生しています。
- 苺田交番管内には自転車利用の通勤・通学者が多い他、下校時間帯における交通事故が多発していることから重点地域とします。
- 行橋駅前交番管内には自転車利用の通勤・通学者が多い他、昼間帯における交通事故が多発していることから重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

